異　　動　　届

個人用

令和　　年　　月　　日

大阪狭山市選挙管理委員会委員長　様

ふりがな
候補者等の氏名

住　　所
（電話番号）

職　　業

令和　　年　　月　　日に、公職選挙法施行令第１１０条の５第５項の規定による、政治活動のために使用する事務所において用いる看板等の表示に関する証票の交付を受けましたが、看板等の設置場所・設置枚数について、下記のとおり異動を生じましたので、届け出ます。

記

区分	事　務　所　の　所　在　地	（証票番号）	看板等の枚数
新			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
旧			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚

（備考）
公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。